

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

平成29年8月号

## 全社協の「ボランティア活動保険」

全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」は、昭和52年に補償制度が発足して以来、おかげさまで40年を迎えました。ボランティア活動の全国的な広がりとともに、毎年多くの方々にご加入いただき、現在では全国で約200万人のボランティアの皆さまにご加入いただいています。これからも皆さまが安心してボランティア活動に取り組んでいただけるように、補償制度内容の一層の充実と普及推進に努めてまいります。

### ボランティア活動保険の5つの特長

- ① ボランティア活動中の事故は勿論、活動のための往復途上の事故も補償されます。
- ② ボランティア活動には、ボランティア活動のための学習会や会議なども含まれます。
- ③ 天災タイプでは基本タイプの補償に加え、天災(地震・噴火・津波)が原因によるケガも補償されます。(賠償責任の補償は基本タイプと同じです)
- ④ ボランティア自身の食中毒(O157など)や特定感染症も補償されます。特定感染症により死亡した場合は死亡保険金の支払対象外ですが、葬祭費用として300万円を限度に葬祭費用の実額をお支払いします。
- ⑤ 熱中症(日射病・熱射病)による障害も補償されます。

加入プラン		Aプラン	Bプラン	
保険金額	死亡保険金	1,320万円	1,800万円	
	後遺障害保険金	1,320万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術保険金	入院手術	65,000円	100,000円
		外来手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	賠償責任保険金(個人・有償利用)	5億円	5億円	
1名あたり 保険料 (1年間)	基本タイプ	350円	510円	
	天災タイプ	500円	710円	

### よくあるご質問

#### ① 補償期間はいつからいつまでですか？

ボランティア活動保険の補償期間は、毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時(24時)までの1年間です。なお中途加入の場合は、加入手続きが完了された翌日午前0時から補償開始となり、3月31日で補償期間は終了します。

#### ② 加入口数は？

ご加入はお1人につき1口のみとなります。複数口加入の場合でも補償は1口のみとなりますのでご注意ください。

#### ③ 複数のボランティアグループに所属している場合は？

どちらか1つのグループで1口加入手続きをしてください。他のグループでのボランティア活動も補償されます。また、他県での活動も対象になりますのでご安心ください。

#### ④ 中途加入・脱退やプラン変更の取り扱いは？

中途加入の場合も左記の保険料となります。なお、中途脱退による保険料の返れいはありません。また、中途でのボランティアの入替や、ご加入プラン・タイプの変更もできません。

■この紹介は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

<取扱代理店>株式会社福祉保険サービス  
〒100-0013東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

<引受保険会社>損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部第二課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154

SJNK17-05156 2017/07/13

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp>